

IR 活動の推進のための取扱いについて（理事会決議）（案）

平成 16 年 3 月 10 日

1．目的

- （１） この理事会決議は、「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」（公正慣習規則第 1 号。以下「登録規則」という。）第 32 条の規定に基づき、登録銘柄（登録規則第 2 条第 2 号に規定する登録銘柄をいう。以下同じ。）の発行会社（以下「発行会社」という。）が行う IR 活動について必要な事項を定める。
- （２） この理事会決議は、発行会社が行う IR 活動の要件及び方法を定めるものであり、当該発行会社が必要と判断する場合には、この理事会決議に規定する以外の IR 活動を実施することについて妨げるものではない。

2．用語の意義

この理事会決議において、次の から までに掲げる用語の意義は、当該 から までに定めるところによるものとする。

IR 活動

「IR 活動」とは、発行会社が、「IR 資料」を用いて、「投資者等」に対する「登録銘柄の投資に関する説明会の開催」又は当該「登録銘柄の投資に関する説明会の開催に相当する活動」のいずれかを実施することをいう。

IR 資料

「IR 資料」とは、発行会社が作成する書類又は調製する電磁的ファイルであって、投資者等による適切な当該発行会社の現状の理解、評価に資するために作成されたものをいう。

投資者等

「投資者等」とは、投資者（個人投資家及び機関投資家（証券取引法第 2 条第 3 項に規定する適格機関投資家その他これに相当する者をいう。）その他これらに相当する者をいう。）証券アナリスト（証券分析業務に従事する者をいう。）取引先（当該発行会社と売上又は仕入の取引関係を有する取引先をいう。）又は株主をいう。

登録銘柄の投資に関する説明会の開催

「登録銘柄の投資に関する説明会の開催」とは、発行会社が、投資者等の全部又はいずれか（いずれかの場合にあつては、複数の場合を含む。）を対象として、当該登録銘柄の投資に関する説明会を開催することをいう。

この場合において、当該説明会は、当該説明会の開催に係る情報の広範な周知を行うことにより不特定多数の者を対象として開催する説明会をいうものとし、あらかじめ当該周知を行わず、特定の少数者を選定し開催するものを含まないものとする。

登録銘柄の投資に関する説明会の開催に相当する活動

「登録銘柄の投資に関する説明会の開催に相当する活動」とは、発行会社が、その継続的に開設するホームページにおいて IR 資料を掲載することをいう。

IR 活動期間

「IR 活動期間」とは、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間をいう。

3．発行会社による IR 活動の実施

- (1) 発行会社は、IR 活動期間において、少なくとも 2 回以上、IR 活動を実施するものとする。
- (2) 発行会社は、前(1)の規定に基づき、IR 活動を実施した場合には、IR 活動の実施時期、実施方法、実施内容、対象者及び参加者の属性及びその数（登録銘柄の投資に関する説明会を開催した場合に限る。）その他本協会が必要と認める事項について、遅滞なく本協会に報告するとともに、IR 資料等の提出を行うものとする。
- (3) 発行会社は、前(2)の規定に基づき報告した内容又は提出した IR 資料等について変更又は訂正すべき事情が生じた場合には、遅滞なく本協会に当該変更又は訂正の内容を報告するとともに、当該変更又は訂正後の IR 資料等の提出を行うものとする。
- (4) 発行会社は、(1)の規定に基づき、登録銘柄の投資に関する説明会の開催に相当する活動を実施した場合には、当該活動において使用した IR 資料を、不特定多数の者が閲覧することができるよう、当該活動を行った日から 1 年間、その継続的に開設するホームページにおいて掲載するものとする。
- (5) 前(4)の規定は、(3)の規定に基づき、報告した内容又は提出した IR 資料の変更又は訂正を行った場合に準用する。

4．IR 担当役員等の設置

- (1) 発行会社は、IR 担当役員（当該発行会社の IR 活動に関し責任を負う者をいう。以下同じ。）及び IR 事務連絡責任者（当該発行会社の IR 活動に係る本協会との連絡を掌る者をいう。）をそれぞれ 1 名以上選定し、本協会に届け出るものとする。
- (2) 発行会社は、前(1)の規定に基づき届け出た内容について変更又は訂正がある場合には、その旨を本協会に届け出るものとする。
- (3) (1)に規定する IR 担当役員は、当該発行会社の取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる者から選定するものとする。

5．IR 活動への適切な対応

- (1) 本協会は、発行会社が適切に IR 活動を行わなかった場合であって必要と認めるときは、当該発行会社に対し IR 活動の実施を勧告することができるものとする。
- (2) 前(1)の勧告を行った場合において、当該勧告を行った後 1 か年以内において当該

勧告に沿った対応が当該発行会社により行われないうち又は行われないう見込みであるときは、本協会は、その旨を公表することができるものとする。

6 . 本協会による IR 資料の公衆の縦覧

本協会は、発行会社より提出を受けた IR 資料その他本協会が必要と認める資料について、当該資料の提出を受けた日から 3 年間、公衆の縦覧に供するものとする。

付 則

- 1 この理事会決議は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの IR 活動期間においては、3 . (1) 中「 2 回以上」とあるのは「 1 回以上」と読み替えるものとする。
- 3 5 . (1) については、平成 18 年 4 月 1 日以後開始する IR 活動期間から適用するものとする。

「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」(公正慣習規則第 1 号)の一部改正について(案)

平成 16 年 3 月 10 日

(下線部分変更)

改 正 案	現 行
<u>(登録銘柄の発行会社による IR 活動)</u> <u>第 32 条</u> 本協会は、投資者による登録銘柄の現状に関する適切な理解、評価に資するため、当該登録銘柄の発行会社が実施する IR 活動について、必要な事項を定めることができるものとする。 <u>(市場運営業務の委託)</u> <u>第 33 条</u> 本協会は、第 2 章から第 4 章まで及び前条の規定に基づき行う業務並びにこれらに附帯する業務について、市場運営会社に委託することができる。 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) 付 則 この改正は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。	(新 設) <u>(市場運営業務の委託)</u> <u>第 32 条</u> 本協会は、第 2 章から第 4 章の規定に基づき行う業務及びこれに附帯する業務について、市場運営会社に委託することができる。 2 (省 略) 3 (省 略)

「店頭売買有価証券市場の運営業務の委託に関する規則」(公正慣習規則第 1 号の 4)の一部改正について(案)

平成 16 年 3 月 10 日

(下線部分変更)

改 正 案	現 行
(目 的) 第 1 条 この規則は、「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」(公正慣習規則第 1 号。以下「登録規則」という。)第 33 条、「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第 1 号の 2。以下「売買規則」という。)第 55 条及び「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」(公正慣習規則第 1 号の 3。以下「開示規則」という。)第 24 条の規定に基づき、本協会が店頭売買有価証券市場の運営業務を市場運営会社に委託する場合における当該業務委託の内容及び範囲、市場運営会社の選定基準、業務委託を行う際の契約事項等について定め、もって店頭売買有価証券市場の公正性を確保し、健全かつ効率的な運営に資することを目的とする。 (業務委託の内容及び範囲) 第 3 条 (現行どおり) 1 (現行どおり) イ (現行どおり) □ <u>登録規則第 32 条に規定する登録銘柄の発行会社が実施する IR 活動に関する業務</u> ハ <u>上記イ及びロの業務に附帯する業務</u> 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) イ (現行どおり)	(目 的) 第 1 条 この規則は、「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」(公正慣習規則第 1 号。以下「登録規則」という。)第 32 条、「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第 1 号の 2。以下「売買規則」という。)第 55 条及び「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」(公正慣習規則第 1 号の 3。以下「開示規則」という。)第 24 条の規定に基づき、本協会が店頭売買有価証券市場の運営業務を市場運営会社に委託する場合における当該業務委託の内容及び範囲、市場運営会社の選定基準、業務委託を行う際の契約事項等について定め、もって店頭売買有価証券市場の公正性を確保し、健全かつ効率的な運営に資することを目的とする。 (業務委託の内容及び範囲) 第 3 条 (省 略) 1 (省 略) イ (省 略) (新 設) □ <u>上記イ及びロに附帯する業務</u> 2 (省 略) 3 (省 略) イ (省 略)

改 正 案	現 行
□ 上記イの業務に附帯する業務 2 (現行どおり) 付 則 この改正は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。	□ 上記イに附帯する業務 2 (省 略)